相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区伊勢町一一番地六、最後の住所川崎市川崎区伊勢町一一番六号　被相続人　亡　渡部秀一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

川崎市川崎区砂子一丁目一〇番地二ソシオ砂子三〇二　川崎エスト法律事務所　相続財産管理人　弁護士　横田　朋佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市新角川一丁目四一〇番地、最後の住所富山県魚津市寿町二番五二号　被相続人　亡　天野　里志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

富山県魚津市釈迦堂一丁目一二番一八号魚津商工会議所ビル五階法テラス魚津法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中谷　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市太閤山二丁目五番地、最後の住所富山県射水市池多八二二番地エスポワールこすぎ　被相続人　亡　髙儀ヨシコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

富山県高岡市中川本町八番一号　相続財産管理人　谷口　央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県坂井市春江町安沢第二五号一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林　昌平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

福井県福井市大手三―一四―一〇　ＴＭＹ大名町ビル六階　福井開成法律事務所　相続財産管理人　的場　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県熱海市相の原町四四番、最後の住所静岡県熱海市下多賀八〇四番地の二クラシオン熱海　被相続人　亡　清水　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

静岡県沼津市三園町一―一〇　相続財産管理人　弁護士　杉山　成一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県長久手市作田二丁目二一五番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　細川　幸弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

愛知県名古屋市西区城西一―一二―一二　パークサイドビル二階愛知市民法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鵜飼　雅成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区下飯田町三丁目五〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　水野　光浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

名古屋市名東区明が丘一二三番地一ふぉーとれす藤ヶ丘三〇一号室　相続財産管理人　弁護士　浅野　豪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県亀山市川合町五四三番地、最後の住所三重県亀山市川合町七一七番地　被相続人　亡　伊藤　陽理

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

三重県津市本町二九番二四号ドゥナーレ津新町Ｉ棟一階一〇四号樋上益良法律事務所　相続財産管理人　弁護士　樋上　益良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大東市曙町三九五番地六、最後の住所大阪府和泉市伯太町四丁目一三番七九号　被相続人　亡　堀口　博生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

大阪市北区西天満四丁目一番二〇号ＬＥＥＰＬＡＺＡ三〇二号室　相続財産管理人　弁護士　末井　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県桜井市大字粟殿二八二番地、最後の住所奈良市紀寺町五八三番地　被相続人　亡　杉田ハギノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

奈良市学園北一丁目一一番四号エル・アベニュー学園前四〇一号　学園前総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　畠中　孝司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市下中町七四番地、最後の住所広島県呉市坪ノ内町一〇番一―二〇三号　被相続人　亡　田中貴美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

事務所広島県呉市西中央二丁目一番一四号　相続財産管理人　弁護士　相原新太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市清末東町二丁目四二〇番地、最後の住所山口県下関市清末東町二丁目四二〇番地　被相続人　亡　山城　則雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

山口県下関市岬之町九番五号　相続財産管理人　清水　弘彦

第10期決算公告

平成30年4月20日　京都府福知山市字天田31番地の1

株式会社タカミ

代表取締役　高見　彰

貸借対照表の要旨　（平成30年2月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	367,612	流動負債	11,343
固定資産	850,347	固定負債	5,469
有形固定資産	808,569	負債合計	16,812
無形固定資産	87	株主資本	1,201,146
投資その他の資産	41,690	資本金	80,000
		利益剰余金	1,184,377
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	1,164,377
		（うち当期純利益）	(48,607)
		自己株式	△63,230
		純資産合計	1,201,146
資産合計	1,217,959	負債・純資産合計	1,217,959